

条件付一般競争入札説明書

1 入札参加資格

(1) 登録格付

「登録格付」とは、岩手県の平成 23・24 年度県営建設工事競争入札参加資格者名簿において、当該業種及び格付に登録されている者であることを指すこと。

(2) 営業所所在地

ア 「営業所所在地」とは、入札公告に示す岩手県内に主たる営業所（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第7条における経營業務の管理責任者を置く営業所。以下「本社（本店）」という。）を有することを指すこと。

イ 県外に本社（本店）を有する者（以下「県外業者」という。）にあっては、入札公告に示す岩手県の振興局等管内又は岩手県以外の都道府県内に、入札参加に必要な業種に対応する建設業の許可を受けた法第3条第1項に規定する営業所を有することを指すこと。

※「法第3条第1項に規定する営業所」とは、法第3条第1項の規定により必要な建設業許可を受けた支店・営業所とし、建設工事の請負契約を締結することが可能である事務所をいう。

2 施工実績

(1) 施工実績と認められるものは、工事が完成し、申請書の受付期限の日までに引き渡し完了しているものに限ること。

(2) 施工実績の確認は、施工実績要件に示した施工数量、構造、工法等の必要事項を具体的に挙証できる資料（契約書、仕様書、図面等の写し）により行うものとし、当該工事の発注者の証明書等によるものは認めないこと。

(3) 元請実績については、発注者から直接請け負った建設工事であるものとし、発注者は、国又は地方公共団体であるか、民間であるかは問わないこと。

3 配置予定技術者

(1) 配置予定技術者の施工経験

ア 配置予定技術者は、施工経験時の地位がより高い者が望ましいこと。また、施工経験時の状況が技術者として当該工事に従事していなかった場合、見習いの場合、実質的に工事に関与していなかった場合は、経験として認めないこと。

イ 配置予定技術者の施工経験は、工事の着手から完成まで携わった者を原則として認めるものであるが、社内人事等の都合で一部の期間携わらなかった者でも認められる場合があること。なお、取扱いの詳細については次のとおりとする。

※ 「一部の期間携わらなかった者」とは、当該工事に携わった期間が、工事の着手から完成までの日数の2分の1以上である者とする。

なお、1 工事に 3 名以上の技術者が携わり、従事期間がいずれも 2 分の 1 に満たないような場合は、最も長い期間携わった技術者に対して、当該工事の施工経験を認めるものとする。

ウ 会社の施工実績の要件と同等の工事経験を設定している場合、会社の施工実績とする工事と配置予定技術者の施工経験とする工事とは別の工事であってもよいこと。

(3) 配置予定技術者は、現在どの工事にも専任で配置されていない者を原則とすること。ただし、入札公告の対象工事の入札参加資格確認書類の提出期限の日までに当該技術者が専任で配置されている工事が完成し引き渡し完了の見通しにある場合はこの限りではないこと。

(4) 配置予定技術者については、他の工事（国、市町村等発注工事を含む。）と重複して申請することができること。

(5) 配置予定技術者を重複して申請した場合において、他の工事を落札したことにより資格要件を満たす技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならない。

(6) 契約締結後は、配置技術者について、現場代理人等通知書を提出すること。

(7) 法に定める経營業務の管理責任者及び営業所専任技術者を配置予定技術者とすることは、原則として認められないこと。

4 資本関係等のある会社の参加制限

(1) 次のいずれかに該当する関係がある複数の者は、同一工事の入札に重複して入札参加申請書を提出することはできない。なお、上記の関係がある複数の者から申請があった場合は、その全者の入札参加を認めないものとする。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続き中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、ア)については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(2) 入札参加希望者が(1)の制限に対応することを目的に連絡を取ることは、条件付一般競争入札心得に定める公正な入札の確保の規定に抵触するものではない。

5 入札参加資格の確認等

(1) 入札参加資格確認手続

開札後に、落札者とするための入札参加資格の確認を行うため、落札候補者は、次の書類を提出しなければならない。なお、資格確認の結果、落札者が決定したときは、既に入札参加資格の確認を受けた者を除いて、他の入札参加者の入札参加資格確認は行わない。

ア 入札参加資格確認調書（別添様式）

イ 建設業の許可通知書の写し

ウ 配置技術者の資格、雇用関係及び施工経験等を確認できる書類

エ 入札参加資格で求める施工実績を確認できる書類

オ 請負契約締結の日において有効な経営事項審査の総合評定値通知書の写し

カ その他入札参加資格の確認のため必要と認める書類

(2) 入札参加資格確認書類の提出方法及び提出場所

企画室へ持参により提出すること。

(3) 提出期限

入札参加資格確認書類の提出を求められた日の翌日から起算して2日目の日（休日を除く。）の午後4時までとする。

(4) 入札参加資格確認調書の記載内容の補正等

ア 入札参加資格の確認に際し、落札候補者から入札参加資格確認調書に記載した施工実績又は配置予定技術者を変更したい旨の申し出があり、入札参加資格確認調書の記載内容の補正が必要と認められた場合（軽微な補正を除く。）は、1回に限り入札参加資格確認調書の差替え等を認めることができるものとする。

イ 入札参加資格確認調書の差替え等を認めた場合であっても、資格確認書類の提出期限の変更（延長）は行わないものとする。

(5) 入札参加資格要件の確認に基づく落札の可否については、落札候補者から入札参加資格確認書類が提出された日から起算して原則として3日以内（休日を除く。）に通知する。ただし、入札参加資格の確認に疑義が生じた場合等はこの限りでない。

- (6) (5)の審査の結果、入札参加資格要件を満たさないと認められた落札候補者には、入札参加資格要件不適格通知書により通知する。
- (7) 落札候補者が提出期限内に(1)に定める入札参加資格確認書類を提出しないとき、又は落札候補者が入札参加資格の審査のために入札担当室の長が行う指示に従わないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

6 契約成立要件

落札者の決定後、この入札に付する工事に係る請負契約書を作成し、契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、当該落札者と契約を締結しないこと。

- (1) 法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（平成16年3月1日以降に申請したものにあっては、総合評定値を取得しているものに限る。以下「経営事項審査」という。）の有効期間（経営事項審査の審査基準日から1年7月）を経過していないこと。
- (2) 法第28条第3項又は第5項の規定により営業の停止を対象工事に対応する業種について本県を含む地域で命ぜられた者で、その処分の期間が経過していない者でないこと。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（県土整備部長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 岩手県から措置基準に基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていないこと。
- (5) 公告に定める要件を充足する主任技術者又は監理技術者を配置できること。
- (6) 公告に定める要件を充足する施工実績を有すること。

7 契約保証金

契約金額の10分の1以上の金額とする。

8 中間前金払と部分払

- (1) 請負代金額が1,000万円以上で、かつ、工期が150日を超える工事については、中間前金払を請求できるので、この場合は、中間前金払と部分払のいずれかを選択するものとする。
なお、その選択については、落札決定後に届け出るものとし、その後においては変更することができない。
- (2) 中間前金払の請求
 - ア 中間前金払に係る認定の請求は、当該契約に係る工期の2分の1を経過し、かつ、工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われ、既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものである場合に行うものとする。
 - イ 契約締結にあたり、部分払を請求する旨の届出を行っている場合には、中間前金払の支払を請求することはできない。
- (3) 部分払の請求
契約締結にあたり、中間前金払を請求する旨の届出を行っている場合には、部分払を請求することはできない。

9 その他

- (1) 手続における交渉は無いこと。
- (2) 提出された書類は返却しないこと。
- (3) その他詳細は、条件付一般競争入札心得によること。